

スイス及びリヒテンシュタインにおける新型コロナウイルス累計感染者数等（11月10日）

【ポイント】

- 11月10日08：00時点、スイス及びリヒテンシュタインにおける累計感染者数等
- スイス各州の累計感染者数
- スイスにおけるPCR検査累計件数等
- 感染予防のための推奨措置

【本文】

1 11月10日08：00時点（スイス連邦内務省保健庁発表）、スイス及びリヒテンシュタインにおける累計感染者数等は以下のとおりです。

※括弧内数字は10万人あたりの感染者数(単位：人)

(1) スイス

- ・ 累計感染者数：234,340人(前日比+5,935)(2,723.0)
- ・ 累計死亡者数：2,679人(前日比+106)(31.1)
- ・ 直近14日間の感染者数(本日を除く)：100,387人(1,166.5)

(2) リヒテンシュタイン

- ・ 累計感染者数：862人(前日比+45)(2,246.1)
- ・ 累計死亡者数：4人(前日比+1)(10.4)
- ・ 直近14日間の感染者数(本日を除く)：402人(1,047.5)

2 スイス各州の累計感染者数

※括弧内数字は10万人あたりの感染者数(単位：人)

- (1) アールガウ州：10,850人(1,582)
- (2) アッペンツェル・インナーローデン準州：434人(2,691)
- (3) アッペンツェル・アウサーローデン準州：1,081人(1,949.7)
- (4) ベルン州：19,732人(1,898.3)
- (5) バーゼル・ラント準州：3,985人(1,376.7)
- (6) バーゼル・シュタット準州：3,527人(1,800.9)
- (7) フリブール州：15,759人(4,897.4)
- (8) ジュネーブ州：31,346人(6,217.9)
- (9) グラールス州：673人(1,658)
- (10) グラウビュンデン州：3,524人(1,770.7)
- (11) ジュラ州：3,078人(4,183)
- (12) ルツェルン州：6,964人(1,685.7)
- (13) ニューシャテル州：7,296人(4,133.8)
- (14) ニトヴァルデン準州：677人(1,571.2)
- (15) オプヴァルデン準州：593人(1,563.4)
- (16) ザンクトガレン州：11,084人(2,170.2)
- (17) シャフハウゼン州：1,073人(1,303)
- (18) ソロトゥルン州：3,917人(1,423.1)

- (19) シュヴィーツ州 : 3,969 人 (2,473.2)
- (20) トールガウ州 : 4,261 人 (1,524.3)
- (21) ティチーノ州 : 10,597 人 (3,014.9)
- (22) ウーリ州 : 593 人 (1,615.7)
- (23) ヴォー州 : 37,295 人 (4,632.4)
- (24) ヴァレー州 : 18,126 人 (5,245.9)
- (25) ツーク州 : 2,265 人 (1,774.5)
- (26) チューリッヒ州 : 31,641 人 (2,055.6)

3 スイスにおける PCR 検査累計件数等

(1) PCR 検査累計件数

2,254,471 件 (前日比 +22,919)

(2) 陽性率

11.1%

(3) 直近 14 日間の検査数 (本日を除く)

412,436 件 (陽性率 : 26.7%)

※同一人物に対する複数の検査結果 (陽性又は陰性) が含まれる。

○スイス連邦内務省保健庁

新型コロナウイルス : スイス及び国際状況 (随時更新)

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/situation-schweiz-und-international.html>

4 感染予防のための推奨措置

※新型コロナウイルスの感染予防のため、スイス連邦内務省保健庁が推奨している衛生・行動ルールを励行してください。

(1) 定期的に部屋の換気を行うこと。

(2) 社会的距離 (1.5m) を保つこと。

(3) 公共交通機関の中又は社会的距離を確保できない室内ではマスクを着用すること。

(各州で個別の措置を導入しているのでそちらもご確認ください)

(4) 石けんを使用して手を十分に洗う。

(5) 握手を避ける。

(6) くしゃみや咳をする時には、口元を曲げた腕に密着させる。一度使用したティッシュは、再利用せず蓋付きのゴミ箱に捨てる。

(7) 緊急外来等病院に行く際には、電話で事前予約を取る。

(8) 症状が出た場合には、インターネット上のアンケートに回答後、当局の指示に従い最寄りの診断テストセンターを受診する。

(コロナウイルスチェック)

<https://check.bag-coronavirus.ch/screening>

○スイス連邦内務省保健庁 : 自身を守る方法

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/so-schuetzen-wir-uns.html>

○在スイス日本国大使館

新型コロナウイルス感染症特設ホームページ（随時更新）

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html

○在ジュネーブ領事事務所

（ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州）

https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00065.html

○在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

・在留届（3か月以上滞在する方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

・「たびレジ」（3か月未満の旅行や出張などの方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

（ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方）

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイス又はリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>